

東京電力福島原発事故による被害者の皆さま

原子力損害の賠償請求はお済みですか？

2021年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。

- ✓ 時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めづらくなります。
- ✓ また、原子力損害の賠償請求の時効は「損害及び加害者を知った時から10年」となっています。
(詳細はウラ面をご覧ください)

これを機会に、原子力損害の賠償請求に関する内容・請求漏れのご確認をおすすめします。

詳しくはこちらの
サイトを御覧ください



https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1335890.htm

【賠償請求に関する問い合わせをしたい場合】

東京電力ホールディングス株式会社

0120-926-404

9:00~19:00 月~金 (除く休祝日)

9:00~17:00 土・日・休祝日

【原子力損害の賠償に関する個別の相談をしたい場合】

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

0120-013-814

10:00~17:00 月~土 (除く休祝日)

ウラ面もご覧ください

原子力損害の賠償請求に関する時効について

1. 時効期間が経過するのは、事故後10年の2021年3月とは限りません。

時効期間は、時効特例法により「損害及び加害者を知った時」から10年ですので、事故後10年で一律に全ての賠償請求権が時効を迎えるわけではありません。

2. 請求手続き中に時効で請求できなくなる、ということはありません。

訴訟手続き中、ADRセンターにおける和解の仲介手続き中は、時効により途中で手続きが打ち切られることがない、というのは、法律で規定されています。東京電力への直接請求手続き中に時効を理由に賠償請求を断らない旨、東京電力は明言しています。

3. 東京電力が、時効により請求権が消滅したことを主張しない限り、時効は成立しません。

時効の成立には、東京電力が、時効期間が経過したため支払わないと主張することが必要です。東京電力は、「被害を受けられた方々が時効によって不利益を受けられないよう、みなさまそれぞれのご事情を十分踏まえて真摯に対応してまいります」等とプレスリリースにおいて明言しています。



事故後10年が経過したからといって、賠償請求ができなくなるとは限りません。

✓ 一方で、時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めづらくなります。この機会に、請求漏れがないか、ご確認をおすすめします。

政府関係機関では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や日本司法支援センター（法テラス）において、無料で弁護士等による法律相談を行っていますので、活用をご検討下さい。

個別事案については、被害の種類や状況によって時効の起算点が異なる等、様々な論点があることから、専門家へのご相談をおすすめします。

➤ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構：0120-013-814

➤ 法テラス 被災者専用フリーダイヤル（震災法テラスダイヤル）：0120-078309

おなやみレスキュー